

# 会議結果報告書

平成 29 年 3 月 15 日

会議の名称	平成 28 年度第 3 回志木市情報公開・個人情報保護審議会
開催日時	平成 29 年 2 月 15 日 (水) 15 時 00 分～17 時 55 分
開催場所	市役所 4 階 第 1 委員会室
出席委員	武藤英夫委員 (会長)、渡邊英敏委員、爲井俊充委員、鈴木和雄委員、羽賀佳和委員、三角義明委員、竹前栄二委員、武藤貴洋委員 (計 8 人)
欠席委員	大貫結子委員 (副会長)  (計 1 人)
説明員職氏名	(健康政策課) 清水主幹、伴主査 (健康増進センター) 金沢所長、杉田主幹、一杉主査 (政策推進課) 石川主幹 (福祉課) 山崎課長 (農業委員会) 八木事務局長、小山主事 (環境推進課) 樋山副課長、本間主任 (長寿応援課) 近藤課長、渋谷副課長 (計 13 人)
議 題	1 諮問事項 (1) (仮称) 志木市データヘルス計画(第 2 期)及び第 3 期特定健康診査等実施計画策定業務委託 (健康政策課) (2) 育児サポート事業業務の外部委託 (健康増進センター) (3) おっばいケア訪問事業業務の外部委託 (健康増進センター) (4) 基幹系システムのクラウド化 (政策推進課) (5) 生活保護版レセプト管理システムの LGWAN - ASP サービスの

	<p>利用（福祉課）</p> <p>(6) 農地情報公開システム・フェーズ2の導入に伴う外部電子計算組織との結合による個人情報の処理（農業委員会）</p> <p>(7) 家庭系ごみ戸別訪問収集業務（環境推進課）</p> <p>(8) 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に係る高齢者等実態調査業務の委託について（長寿応援課）（報告）</p>
結 果	<p>答申</p> <p>(1) については、仕様書及び、個人情報の記録の内容について指摘及び修正を受けた。</p> <p>(2) (3)については、委託業務の形態について指摘を受けた。</p> <p>(4)については、承認された。</p> <p>(5)については、承認された。</p> <p>(6)については、契約書等文書化された契約が必要という指摘を受けた。</p> <p>(7)については、業務のマニュアル等の整備と仕様書の指摘及び修正を受けた。</p> <p>(8)については、報告が承認された。</p> <p style="text-align: right;">（傍聴者 なし）</p>
事務局職員	菊池課長、高野主幹、明石主事補
審議内容の記録（審議経過、結論等）	
<p>1 開 会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議 題</p> <p>【諮問事項】</p> <p>(1) (仮称) 志木市データヘルス計画(第2期)及び第3期特定健康診査等実施計画策定業務委託【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】（健康政策課）</p> <p>&lt;説明者&gt;</p> <p>当該業務委託は平成27年度から29年度までの3年間の計画期間が終了することから、データヘルス計画について次期計画に反映させるべき内容を整備するため、医療費の分析結果、国保連合会から抽出したデータ、市で実施した各種保</p>	

険事業に関する情報等を市の現状、及びこれまでの取り組み成果を解析し、今後の評価や課題を洗い出して計画を策定するまでの業務を外部に委託する。

なお、前回策定時は担当課で作成していたが今回外部委託を行うため、策定時に諮問するものである。

<質疑応答>

委員) この計画は第1期から第2期へ延長ということなのか。

説明員) 第1期は自前で策定しており、第2期においては計画を外部に委託するため諮問することとなった。

委員) データ数としてはすべて出すとして約1万2千~3千件であるが、形としてはビッグデータとして出てくるのか。

説明員) ビッグデータとして暗号化されたレセプト等を出す。

委員) 最後に出てくる成果物は個人名が記載されているものではなく統計的なデータ、あるいはデータが帰ってきたときにコンサル的な情報が入ってきて出てくるものであって、委託先に個人名のあるものがデータとして出てしまわないのか。

説明員) 個人名というよりも国民健康保険のデータであり、国民健康保険の連合会から受け取ったデータを暗号化して業者へ渡す。

委員) 一回抽出したものでリストアップしたものを作り、連合会側にコンサルしてもらうということか。

説明員) 連合会がレセプト等の情報を持っているので、連合会から市役所に、志木市で暗号化したものを委託先へ渡す。

委員) 委託先で情報統計やビッグデータを作ってもらおうということであり、今後の方策を逆提案してもらおうということか。

説明員) 委託業者と共同で行っていくということである。

委員) 業者から個人の情報がほしいなどではなく、意図的な話ということか。

説明員) 医療費の分析となるので、どういった医療費が多いかを分析する。個々の検診の結果等はでるが、個人名が出るわけではなくID番号で分析を依頼する。

委員) しかし、本資料の「個人情報の外部委託に関する調書」の個人情報の記録の内容において、住所や氏名等が該当有となっているが業者に渡してしまっているのか。

説明員) 住所は地区別の分類を行うので、地番はでない。年齢は年齢別の分析を行うため出る。

委員) 電話番号連絡先は必要ないのではないか。逆算で名前を引っ張り出すことができない。個人につながる情報は極力減らさなければならないので、名前と電話番号は出さない方がよい。

委員) 委託実績があるところに委託するのか。

説明員) データヘルスと特定健康診査を合わせて行う。特定健康診査は色々な業者が行っているが、データヘルスは平成 27 年度で国に示されたもので業者が多くない。そこでプロポーザル方式で選定を行う予定である。

委員) 志木市としての個人情報の委託の実績がない業者に委託するのか。

説明員) プロポーザルの審査基準に実績のあるところという項目を設けている。

委員) 志木市としては取り扱いがなくても他自治体で実績があれば評価されるということか。

説明員) その場合は評価基準に満たされる。

委員) ビッグデータを扱うということで、仕様書がしっかりと作られているので破棄をきちんと行なえば問題ない。

委員) 個人情報取扱特記事項 6 で、「返還又は漏えいを期さない方法で確実に処分しなければならない」と、あるが返還するのではないか。又は以降いらぬのではないか。

委員) 返還せずに所持してもいいとも取れてしまう。

委員) 契約終了後の個人情報の処理はこうするといった規定を決めておいた方がいい。

#### <結論>

業者には、住所(大字のみ)、年齢、性別を提供し、名前と電話番号は不要であると考え。仕様書に関してはしっかりと作られているが、データ返還の事項に関して返還に訂正すべきである。

(2) 育児サポート事業業務の外部委託【個人情報保護条例第 12 条の規定による諮問】(健康増進センター)

(3) おっぱいケア訪問事業業務の外部委託【個人情報保護条例第 12 条の規定による諮問】(健康増進センター)

諮問事項の 2 番と 3 番は、一緒に説明。

#### <説明員>

育児サポート事業及びおっぱいケア訪問事業を外部委託するものである。育児サポート事業業務の外部委託は、実家や夫からサポートが得られない、赤ちゃんの世話を不安がある、体調がすぐれない等の理由で育児が困難な産後、90 日以内の産婦を対象に育児サポート事業を実施するものである。おっぱいケア訪問事業業務の外部委託は、今年度から始

まったが、来年度から外部に委託をする。合わせて利用者負担金を徴収する。利用の上限は今まで通り 90 日で 2 回となる。利用希望者から利用したいという申し出を受けて、健康増進センターの保健師が家庭を訪問する。家庭状況を確認し、サポートが必要かどうかのケア判定会議で決定。必要な場合は委託先からヘルパー、助産師、保育士がサポートを実施する。そして委託先からその実施報告書を提出させる。

<質疑応答>

委員) 委託先が 3 つに分かれているが、それぞれ契約がわかれているということか。

説明員) ヘルパーは社会福祉協議会と契約するが、助産師、保育士とは個人と委託契約を結ぶ。

委員) 個人の方というのは登録されていて、元から志木市とかかわりのある方のことなのか。

説明員) 他の事業で知っており、人柄等の問題がない方に依頼するつもりである。

委員) 利用希望者からは電話での受付となるのか。

説明員) 電話での受付が主になる。電話で概要を伺ったうえで調査を行う。

委員) 委託先に個人情報が行くのは、サポートの実施までではないということか。

説明員) ケアに必要な情報のみがサポートの実施の際に渡される。

委員) 支援が終わったらその情報は扱わないということの裏付けが必要である。

委員) 個人と契約するというが、その方も社会福祉協議会等で名簿化されているのか。

説明員) そういったものは扱っていない。

事務局) 個人との契約は委託にはそぐわない。報酬、賃金等の支払いはできるが委託では社会福祉協議会としかできないのでは。担当課で再度、調整をお願いする。

会長) 資格確認の手法が契約書に掲載されていないので、そういった部分を明記しなければならない。

委員) 仕様書には利用者のリスト化を行うとあるが、市が把握していないリストになりうる。そういったものを公的に引き上げ把握するといった文面がない。個人が扱う部分としては範囲が広がってしまっている。信頼できる人に任せるのは問題ないが、相手先に出すのに適切な仕様書ではない。

委員) サポート内容はどのように報告されるのか。

説明員) こちらが用意した記録用紙にどのようなサポートを行ったか、母子がどうだったかというのを報告してもらう。

会長) 個人であったら誓約書等を書いてもらうのがふつうではないか。

事務局) 事故等が発生した場合、個人では責任を負うことができない。そうすると、受ける側もリスクが高く、育児サポートの母親も利用しづらい。1 人で見てできる範囲がどこ

まであるか。

委員) そういったことも仕様書に明記がない。

委員) 個人と契約すると、委託と請負の中途半端な契約となる。もしも何かあった場合、責任は市にあるのでもう一度精査してもらいたい。

委員) 市民病院を運営していたように、雇用した方がよい。

委員) 個人の部分は後に精査をして、報告をしてもらいたい。

#### <結論>

ヘルパーの方は、社会福祉協議会と市が把握している方のみが従事できるという様に限定した方がよい。助産師、保健師、保育士は個人と契約するというのは問題がある。契約形態を見直すべきである。(雇入れ、任命、委嘱など) こちらの2件は後日審議会で報告を頂く。

#### (4) 基幹系システムのクラウド化【個人情報保護条例第16条第2項の規定による諮問】(政策推進課)

#### <説明員>

現行の基幹系システムは志木市がリースしているサーバを事業者のデータセンターに預けるハウジング方式という形をとっている。しかし、次の契約から事業者が準備した高性能のサーバを仮想化という技術を用い、複数の自治体で共同利用するクラウド方式をとる。システムは単独で利用するが、機械自体は共同で利用するので費用対効果が向上する。条例の16条にあるように、志木市が所有する電子計算機から志木市以外の電子計算機へ繋ぐ形になるが、今までサーバを預けて管理してもらっていた同じデータセンターを利用する。さらに仕様書にデータの所有権は志木市に帰属すると記載されているので、個人情報の保護の観点からも、今までと変わりはない。他の自治体との共同利用であるが、仮想サーバが独立しており他の自治体に個人情報流出することはない。またデータセンターと志木市をつなぐ線は今までと専用回線を用いるので問題はないと考える。

#### <質疑応答>

会長) 諮問事項5に「LGWAN-ASP」というのが関わっているが、将来的にそれになっていくのか。

説明員) LGWANは行政同士のネットワークである。そのようなケースもありえるが、住民情報に関しては専用の回線でつなぐこととなる。

会長) 今までのデータセンターとのリースはどのような点が変わるのか。

説明員) 今まではデータセンターをリースして使わせてもらっていた。今度は業者の用意したサーバをサービスとして利用させてもらう。これはインターネット上のサービスをイメージするとわかりやすい。自分のところにサーバはなくネットの向こうの他のサーバを利用する。その専用回線のようなものである。

会長) 今までは業務委託の契約であったのか。

説明員) 今まではリース契約であった。運用保守は別の委託である。

会長) 運用は今と別の業者か。

説明員) 運用は今と同じ業者である。今まではサーバの所有権が志木市にあったのが業者のものとなる。そして共同利用という形になるという2点が変わる。

委員) 業者を信用するしかない。仮想化で分けて物理的に分けているわけではないので、他の自治体のトラブルで志木市が巻き添えを食らう可能性がある。サービスを志木市が原因ではないところで行えなくなる可能性があり、インフラの面で若干の不安がある。ただ、サービスを受ける部分でのセキュリティやサーバの筐体といった面では向上するのでメリットもたくさんある。そういった意味で、業者と使われているシステムを信じるしかない。契約について、志木市の責任はデータの中身のみで、ハードウェアや筐体の責任は業者に負ってもらうようにしなければならない。事故発生時の契約内容を詰める必要がある。ほかの自治体に迷惑をかけることや、かけられた場合のトラブルが起きた時の契約の内容や説明が必要である。

事務局) これからの流れ的に自治体クラウドは必要となってくる。セキュリティ強化を考えた場合でも一番良い手法である。広域化となることでセキュリティも強化される。

委員) 個人の考えだが、一元化は怖い。行政でも国政では、公官庁で場所を分けて使っている。それをすべて1つの箱で行おうという考え方であり、どこかでトラブルがあると志木市のものがすべて使えなくなるのが怖い。そして市民にそれをどう説明をするのか、という点で対応マニュアルができていないとつらい。自分たちでこのクラウド化をうまく説明ができるのか、あるいは業者からしっかりと説明を受けて詰めなければならない。

委員) 集合する自治体は一括の規約になってしまうのではないか。志木市だけ規約をしっかりとするというのは難しい。データセンターに現状、自治体はどれくらい集まっているのか。

説明員) 共同利用はまだ何団体かは聞いていないが、まだ少ない。先行した団体からは、3割くらい通信速度が早くなったという報告を受けている。

委員) 待たせるサービスで時間を短くすることができる。トラブルのときだけが怖い部分である。

委員) バックアップシステムは志木市のものより向上するのか。

説明員) そういったデータを専門に扱っている業者であるから向上する。

委員) データを引っ張ってくるだけであり、市の人間が遠隔操作するわけではなく業者もデータを改ざんすることもないのでこの範囲なら問題はない。

会長) 指示を的確に行える契約内容にしなければならない。仕様書では、「受注者は発注者に対して、発注者受注者間回線を提供する通信事業者と共同で責任を負う」とあるが、市としてはどちらかに責任の所在をはっきりさせた方がよいのではないかと変えられるのなら変えるべきである。損害賠償ではまた、賃貸借契約約款と書いてあるが、資料がない。ないとわからないのではないかと。

説明員) 契約の背景は変わるが今までと変わらない、今まで通り、賃貸借の標準的な市の約款である。

委員) 現物の約款ではなく、仮想物の約款であるので無形物であり、見積補償等大変難しいものである。

事務局) 「約款に準拠する」なので、リースではない契約形態になるが、それと同じように保証させるためのものである。

会長) 約款もまとめの資料にはつけていただきたい。

会長) 料金の支払が2ヶ月怠ったとき契約を解除できるとあるが、怠った場合でなくこちらからのクレーム等で支払ができない場合などがあると考え。2ヶ月は短いのではないかと。

委員) トラブルのときに共同利用自治体一覧のようなリストを持っておいて、横のつながりに対応することが大切である。

#### <結論>

セキュリティ強化や通信速度の向上といったメリットが見受けられるが、複数自治体でひとつのサーバを使うというのはインフラ面で不安がある。その部分は業者を信用するしかないが、個人情報の流出等の被害を極力、抑えるような契約内容にし、仕様書は責任の所在が分かるよう訂正をする。

(5) 生活保護版レセプト管理システムの LGWAN - ASP サービスの利用【個人情報保護条例第16条第2項の規定による諮問】(福祉課)

#### <説明員>

生活保護版レセプト管理システムの LGWAN - ASP サービスの利用について説明する。レセプトは約5年前、国から電子化するというので全国の市町村に端末が配られて、それぞれの自治体と社会保険診療報酬支払基金を専用回線をつなぎ、レセプトのデータをダウンロードして中身のチェック等を行っていた。しかし、システムのウィンドウズ



が古くなり、メンテナンスをすることができなくなってきた。そこで新しいシステムに変えるということで IT コンサルに相談を行ったところ、市に端末を置くよりも、クラウドサービスを行う方がセキュリティ上圧倒的によいという助言を得た。国、県、市町村が Local Government Wide Area Network (LGWAN) を使って様々な行政情報のやり取りを行っている。国の方針の中で LGWAN 上に Application service provider (ASP) いわゆるシステムを置き自治体が利用する仕組みができています。ASP の中に生活保護のレセプト管理システムが提供されている。このサービスを利用してレセプト管理を行っている。もともとのレセプトデータは社会保障診療報酬支払基金から、LGWAN 上にある事業者が提供する ASP にレセプトデータを契約している市町村から毎月持ってきて、クラウドシステムのイメージで利用していく。ほかのクラウドとの違いはインターネット回線を使うのではなく LGWAN 回線を使うことである。システムを単独で置いておくよりもセキュリティがより高いものとなる。汎用の回線でなく LGWAN 回線を使っているのも外に対してまったく開かれていない。

#### <質疑応答>

会長) 支払基金から専用回線を使っていた時とデータ内容は全く一緒なのか。

説明員) 同じである。システムの本体を市役所の中に置くのか、LGWAN の ASP に置くのかという違いである。

委員) LGWAN とはどういう意味か。

説明員) 総合行政ネットワークであり国県市町村の行政専用のネットワークである。

会長) 相手方は決まっています、もう変えられないものなのか。

説明員) まだ決まっていない。福祉課としても LGWAN-ASP 初めてのことであるので、これから作っていくものである。

委員) 仕様書は志木市が作るのではなく、共同自治体で作るものではないのか。仕様書のひな型はどこで作られたのか。

説明員) 仕様書は志木市のシステム部門で使っているものである。

委員) 他の自治体との兼ね合いもあるので、仕様書の内容は変更する可能性もあるのか。

説明員) 今の時点では予算もまだ可決されていないので、変わる可能性は十分ある。

委員) この方式自体はデータセンターに個人情報預けているハウジング方式とほぼ同じであり運用実績はある。諮問事項 4 と比べると規模が違う。支払目的に使っているレセプト等の漏れる情報のリスクは低い。

会長) 仕様書の第 21 条(損害賠償)で別紙「貸借契約約款」とあるが、添付されていない。守秘義務や事故が起きた時の対応の仕様が精査した方がよい。

委員) トラブルが起きた際にどちらに連絡をすればよいのか、予防線や命令系統、連絡系

統の厳格化をしておいたほうがよい。

<結論>

クラウド化とともに LGWAN 回線を使うこととなるので情報漏えいのリスクが低くなっている。しかし、仕様書に守秘義務やトラブルが起きた時の連絡系統等の記載がないので、記載をする。

(6) 農地情報公開システム・フェーズ2の導入に伴う外部電子計算組織との結合による個人情報の処理【個人情報保護条例第16条第2項の規定による諮問】(農業委員会)

<説明員>

全国農地会議所が運営する「農地情報公開システム・フェーズ2」が平成29年4月から本格稼働する。全国の農業委員会から農地台帳データを移行させ、一元管理をすることとなり、本格稼働後は農地台帳データに権利異動後の変更があった場合は、その都度サーバに登録・更新を行う。

現在、市が独自に管理している農地台帳システムの農地台帳データを全国農業会議所に、LGWANを利用して移行する必要があるため、諮問するものである。

<質疑応答>

会長) この業務を行うに当たっての志木市として入力等を頼むことはあるのか。

説明員) 今ある農業委員会のデータを志木市農業委員会の方で行政間のネットワークを使って引き抜く。

委員) 移す部分は志木市の責任となるが、それ以降は志木市の問題ではないのではないのか。

会長) 志木市が関わるのは移行後出てくるのか。

説明員) 移行したものを農地の変更等データメンテナンスを行う。

委員) クラウド化の話ではなく、新しく開かれた情報を発信する話をしてもらいたかった。

会長) トラブルが起きた場合。志木市はどういう行動をとることとなるのか。

委員) 国が入るので動きが取れないのか。

説明員) 農地情報公開システムの責任分担は基本的にはメンテナンスを行っているところでトラブルが起きた場合、農業委員会に責任がある。インターネット等を利用した場合にトラブルが起きた場合、利用者の責任となる。

委員) 文書化したものはないのか。

説明員) 文書化したものはなく国からの説明である。

会長) その中で利害に関係することが漏れてしまった場合、責任問題はどうなっているのか。

説明員) この事業は国の事業となっており、国からの説明ではアップロードするまでは市の責任、アップロード後は国の責任となっている。

会長) 国だからと言って国の言いなりになるわけではなく、責任分担をしっかりとした方がいい。

事務局) LGWAN を使っているから安心するのではなく、何らかの覚書や契約は農業委員会と利用する何等かのところと行うという考えでよろしいか。

説明員) 全国の農業会議所と契約を結ぶこととなっている。現状では、法の部分はまだ出てはいないが、インターネット上に公開することとなっている。

会長) 通常回線で一般公開してしまうのなら、情報が漏れた場合どこが責任を持つのか。

説明員) 通常回線の個人情報はずべて削除される。例えば農地の面積は出るが所有者、住所等は非公開となる。あくまでも見ることができるのは LGWAN の農業委員会と農業会議所だけである。

委員) メンテナンスは農業委員会だけで行うのか。

説明員) メンテナンスはアップロードしたデータをダウンロードし、所有者が変わった場合、所有者を変更し、非公開領域にアップロードを行うという形である。

会長) 非公開領域は誰でも見られるようにはなっていないか。

説明員) 農業委員会職員一人ひとり ID とパスワードが振られている。いつだれが情報にアクセスしたか、更新したかがわかるようになっている。

会長) 閲覧可能な人物等を定めたマニュアル等を作っているのか。チェック機能が効くのか。

説明員) 法律で農業委員会担当職員のみが取り扱うこととなっている。農業会議所に ID とパスワードの発行依頼をしなければならない。職員が担当から異動する場合は返還、他から異動した場合は発行する。

委員) ログインや印刷等のデータはどの程度までログが効いているのか。

説明員) すべての動作についてログが効いている。印刷等も含まれている。

#### <結論>

国の事業であるが、責任の所在を把握する必要がある。現在は作られていないようだが、農業会議所との契約における契約書や覚書のようなものを作って、文書化する必要がある。

(7)家庭系ごみ戸別訪問収集業務【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】  
(環境推進課)

<説明員>

来年度から集積所まで家庭ごみを運ぶのが困難な世帯に対してごみ収集を行う。利用者の負担の軽減、サービスの向上を図る。対象者は介護保険法の規程による要介護の認定者、65歳以上の一人世帯、もしくは世帯の中に同居人がいても介護を受けている方、障がいがある場合でもごみ出しが困難である方は世帯認定をしていく。ご本人様の利用希望がある方に対し戸別収集を行う。申請をしていただいて認定をするつもりである。利用希望世帯は、福祉事業所を通じ、市へ申請書を提出する。ごみを出していない場合は収集業者から市へ連絡し確認を行う。個人情報の受け渡しは受託業者に対し個票を提供する。仕様書、特記仕様書に提供方法は記載を入れている。受け渡しの管理台帳を作り、誰がいつ渡したということを確認する。利用がなくなった場合、利用者カードを環境推進課の方で受取り誰がいつ受け取ったということを確認する。

<質疑応答>

会長) 作業をする人と収集報告書を書く人は同じか。管理は誰が行うのか。

説明員) 管理は現場ではなく、統括する作業管理者がいる。

会長) 現業の方が見回りでごみが出てない場合は、どのような報告が来るのか。

説明員) 現業から直接、電話で環境推進課に連絡が来る。

委員) 上を通さず直接連絡がくるといふことか。

説明員) 生命に係わる緊急の場合があるので直接、環境推進課の職員が受ける。

委員) 現業の運転手が名簿を持つこととなる。名簿を所有している人が誰になるのかの確認を徹底してもらいたい。

会長) 現業の方の届出義務や守秘義務を作るのは難しい。

事務局) 利用者カードは正副で原本を市と業者がそれぞれ持ち、処理したものをチェックする。現業者が持って回るとしても会社経由で責任者から報告を上げてもらうような仕組みが必要である。複写したものの使うべきではない。

会長) 紛失したらどうするのか。

委員) なくした場合の経緯の確認や、報告義務を決めておかないとならない。

委員) 提供者が市民の方であるので漏えいした場合責任は低いとは思いますが、組織的に市で委託しているので作業者を守るための取決めが必要である。

委員) 仕様書の契約の解除というのは企業との契約が満了した場合のことか。

説明員) 利用者がごみ収集の必要がなくなり、該当ではなくなるという意味で記載した。

委員) 契約満了後の個人情報の返還、廃棄の記載があるのか。

説明員) 仕様書に記載をしている。

委員) 複数の人間が扱うので、連絡系統や行動内容を含む現場のマニュアルを作るべきである。

委員) 4月からは試験期間として考えて、課題等を整理し、10月から実施機関と考える方がよいのではないか。

委員) 市がプライバシーポリシーを既に持っているのであろう企業に、そこまで介入する必要があるのか。個人情報保護審議会で話す話題ではなく、信用することではないか。そして特記仕様書では前条でデータの話をしているのに、その後の条文で急に紙を直接渡すといった具体的な内容になるのは違和感を覚える。

委員) 台帳はさらに電子データを作って利用するということはあるのか。

説明員) 紙でも電子データでの管理でも行う。

委員) どのように個人情報を漏らさないのかが重要であると思う。

事務局) 利用者は福祉事業所を通じ市に申請するとあるが、福祉事業所との取り決めも決めておく必要がある。

委員) 電話で問い合わせがあった時に、職員で同じ話ができるようにしておく必要がある。

#### <結論>

個人情報の紛失、漏えいや生命に係わる緊急の場合等の内容を明記した対応マニュアルを作っておく必要がある。漏えいを防ぐため、誰が個人情報の名簿を扱うのか、複写は原則認めない等、特記仕様書に明記が必要である。そして、特記仕様書は委託契約に沿ったものに変更した方がよい。

(8) 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定に係る高齢者等実態調査業務の委託について【個人情報保護条例第12条の規定による諮問】

(長寿応援課) (報告)

#### <説明員>

介護保険料の保険料基準額や計画中のサービス供給量の見込み等を定める、介護保険事業計画というのを3年に一度策定している。その策定の基礎資料として高齢者のニーズや意識調査のアンケートを計画の最終年度にとることとなっている。これまでも3年に一度行ってきたが、初回に貴審議会の意見をいただいたのが介護保険制度開始前の平成10年度であり、情勢が現在と異なるため、今回改めて貴審議会に改めて報告するものである。

業務の流れであるが、宛名ラベルの現物及び回答者の属性を特定するための情報リストを受託者へ引き渡す。その後、受託者により発送、回収。受託者は調査票を基本4データで属性分類したうえでデータ入力する。そのデータを受託者は分析し、成果品を志木市に

納品する。調査票の現物、属性分類を行う基本4情報のデータは成果品を納品する際に返還してもらう。

<質疑応答>

会長) 業務委託はアンケートの準備段階で行うことはあるのか。

説明員) 準備で行うことはない。

会長) 実態調査の実施で関係するのは調査票の印刷と封書の発送か。

説明員) 2つの業務を委託することとなっている。

会長) 集計分析は誰が行うのか。

説明員) 受託者側が行う。

会長) 発送の際は名前が入っていて、調査結果は入っていないということか。

説明員) 発送時は宛名ラベルが入っている。調査結果は入っていない。

会長) 対象者への守秘義務等はどうなっているのか。

説明員) 回答票の現物が戻ってきたときには確実に散逸がないように守秘義務を仕様書に記載がある。

会長) それは回収の話か。

説明員) 回収の話である。回答いただいた現物である。

会長) 発送の場合は名前を書いて送ると思うが、回収される場所は志木市か。

説明員) 志木市が宛名ラベル等を提供し、発送と回収は志木市を通さず直接受託業者が行う。

会長) 回収後、分析等を行い何かを作るのか。

説明員) 分析の結果、受託業者に実態調査の報告書を製本してもらい、クロス集計を行うことで介護事業計画を作る上での基礎資料とする。

会長) 成果物は報告書のことか。

説明員) データ化した報告書のことである。

委員) 名前ラベルは貼り付けて送っているので回収できないのではないか。

説明員) ラベルは市で準備し、受託業者の方でラベルを張り付け発送してもらう。

委員) 転居不明等の場合はどうするのか。

説明員) 所在不明であれば受託業者のもとに戻ってくるので、そちらも合わせて回収を行う。

委員) 帰ってきたデータに名前は入っているのか。

説明員) 名前と住所が入る形になる。介護事業計画は市内を5つのブロックに分けてそのブロックごとの今後の対策、現況を把握する必要がある。名前は関係がないがその人物の属性を把握する必要がある。国が示す調査であるので、国から名前が無記名であっても、

属性は把握してほしいと依頼されている。地域ごとに傾向があり、ニーズがどうなっているのかというのを把握するために必要とする。

委員) ラベルを含めて回答ということか。

会長) プライバシーと個人名がわかってしまう。特記仕様書の守秘義務等もきっちりと定めなければならない。

説明員) 取扱者の経歴等も出してもらい当課でチェックを行っている。介護保険制度が始まった当初と環境がずいぶん変わってきているので、アンケートを受けた方の心象もずいぶん変わってきている。記名に関しては自治体によって任されている。次回の3年後の実施の際では初心に立ち返り、記名か無記名か、使用に漏れがないのかというのを本審議会に再度諮問させていただきたいと考えている。

委員) 回収率はどれぐらいなのか。

説明員) 前回は7割の回収率であった。

会長) 名前は電子データではいるのか。

説明員) 名前を電子データに入れるのはリスクが高いため、統計のようなデータとなっている。

事務局) 今後行う際、地区や地域がわかるようなアンケートになれば無記名、年齢、男女の項目等工夫を考えていきたいということではないか。

会長) 一般的に名前はアンケートでは書かない。名前の記載はやめた方がいい。業者が丸々見てしまう。

委員) 二次資料を作られてしまうと怖い。

会長) 複写を行っていいのか等を仕様書に記載しておかないと怖い。

説明員) 会長がいわれたとおりではある。しかし、アンケートでは自由意見等のプライベートな意見がある。そこから劣悪な環境の方がいると判断でき、行政が踏み込んでいかなければならないと生命にかかわるような事案がある。番号か、名前かというのは特定がされないと行政の手が届かない部分があると考えている。受ける側としてこの件はじっくり考えていきたいので、次回の審議会に諮問させていただきたいと考えている。

委員) 逆に回答をしていない人が劣悪な環境で回答できないのではないか。

説明員) 回答が少ない地区ではそのリスクを含むので、他の事業である見守りを強化するといった考えに繋がる。

会長) 特記仕様書の解釈が正社員以外にもできるようにとれてしまうので、そこは直した方がいい。

<結論>

アンケートに名前を載せるのは業者に二次利用されてしまう恐れがある。よって特記仕

様書等へ明記が必要である。事業を実施する前に諮問していただく。

#### 4 閉 会